証券コード　6777
2021年６月１日

株　主　各　位

愛知県小牧市大字大草字年上坂5823番地
santec株式会社
代表取締役社長　　鄭　　元　鎬

第42回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第42回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大の終息がいまだ見えない中、株主様の安全確保及び感染拡大防止のため、株主の皆様におかれましては、書面またはインターネットにより事前に議決権を行使いただき、株主様の健康状態に関わらず、極力、当日のご来場をお控えくださいますようお願い申し上げます。

書面またはインターネットによる議決権の行使にあたりましては、お手数ながら、35ページからの株主総会参考書類をご検討いただき、３ページの「議決権の行使についてのご案内」に従いまして、2021年６月15日（火曜日）午後６時までに行使くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　2021年６月16日（水曜日）午前10時

２．場　　所　愛知県小牧市大字大草字年上坂5823番地
当社　santecホール（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

３．目的事項

報告事項
１．第42期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第42期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.santec.com/jp/ir/shareholders）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には、記載しておりません。上記のホームページ掲載事項は、会計監査人及び監査等委員会の監査の対象に含まれております。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.santec.com/jp/ir/shareholders）に掲載させていただきます。

新型コロナウイルス感染予防に関するお知らせ

新型コロナウイルスの感染予防及び拡散防止のため、株主様の安全を第一に考え、株主総会を以下のとおり開催させていただきます。

何卒、ご理解ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

・本総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）及び議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に招集通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。
・株主様同士の座席の間隔を可能な限り空けて着席いただきますようお願い申し上げます。また、会場席数に限りがあり、当日ご入場をお断りする可能性がございます。万が一お席をご用意できない場合は、何卒ご容赦いただきますようお願い申し上げます。
・ご来場の株主様におかれましては、マスク着用と手指等のアルコール消毒にご協力をお願い申し上げます。
・株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用でご応対させていただきます。
・当日は、受付前に非接触型体温計で検温させていただきます。発熱があると認められる方、体調不良と思われる方、海外から帰国されてから14日間が経過していない方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。なお、海外から帰国されてから14日間が経過していない株主様は、受付でお申し出いただきますようお願い申し上げます。
・ご来場なさらずとも議決権を行使いただけるよう、議決権行使書の郵送またはインターネットによる事前行使を是非ご利用下さい。

今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、下記ウェブサイトにおいてお知らせいたします。

https://www.santec.com/jp/

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

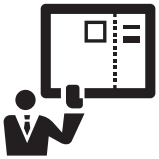

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日　時

2021年6月16日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2021年6月15日（火曜日）
午後６時00分到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2021年6月15日（火曜日）
午後６時00分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

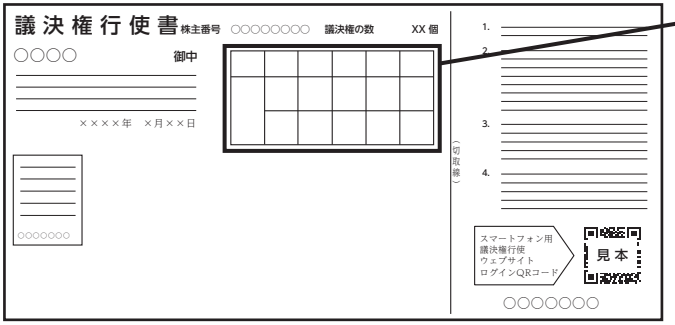

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第●号議案

- 賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印

第●号議案

- 全員賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 ≫ 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

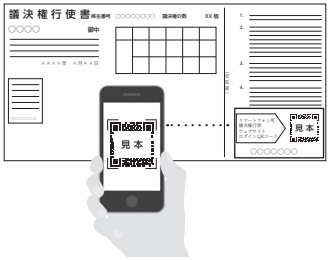

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

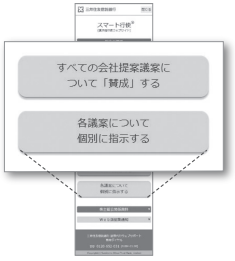

「スマート行使」での議決権行使は１回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　**https://www.web54.net**

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

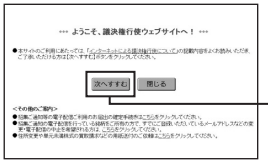

「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

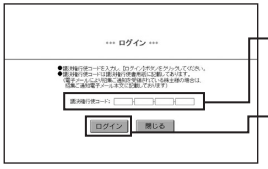

「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：**0120－652－031**（フリーダイヤル）
（受付時間　９：00～21：00）

（添付書類）

事　業　報　告

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

１．企業集団の現況

⑴　当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度（2020年４月１日から2021年３月31日まで。以下、当期）の世界経済は、新型コロナウイルスの感染拡大により第１四半期に大きく落ち込みましたが、第２四半期以降はおおむね回復に転じました。地域別にみると、いち早く感染拡大を抑えた中国が比較的順調に回復している一方で、感染が再拡大に転じた欧米は回復の鈍化がみられます。国内では、企業の設備投資に持ち直しの動きが見え始めましたが、新型コロナウイルス感染症への対応は一進一退の状況が継続しており、なお予断を許さない状況が続いています。

当社グループが関連する光通信市場は、５Ｇ通信ネットワーク、クラウドサービスの拡大、テレワークや巣ごもりによる通信トラフィック増加によって、通信事業者の設備投資が堅調に推移いたしました。

このような中、当社グループは2021年３月期の基本方針として「カンパニー制導入とベンチャー精神回帰による成長加速」を掲げ、事業活動を展開してまいりました。

当期の売上高は、7,509百万円（前期比17.7％増）となりました。上期には、製造現場向け光学特性検査装置（製品名：Swept Test System。以下STS）、波長可変光源（製品名：TSLシリーズ。以下TSL）及び光学式眼内寸法測定装置（製品名：ARGOS®）の販売が好調に推移しました。一方、下期には中国向けSTS、TSLの販売が一段落したこと、ARGOS®が新型コロナウイルス感染症の影響で販売が低調だったことから、それぞれ減速に転じました。

大幅な売上増加の一方、販売費及び一般管理費の増加は29百万円（前期比1.4％増）に留まりました。販売・顧客サポート、製品開発分野の人員増強により人件費が増加したものの海外渡航の制限・往来自粛の影響で旅費交通費が前期比で大幅に減少したこと等によるものです。その結果、営業利益は1,421百万円（前期比51.8％増）、経常利益は1,588百万円（前期比55.2％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は、1,106百万円（前期比33.2％増）となりました。

セグメント別の状況は次のとおりであります。

⑴ 光部品関連事業

当事業では、光伝送機器メーカーに対して光通信用部品を提供しております。また、LCOS技術を利用した空間光変調器（製品名：SLMシリーズ）を研究開発機関等に提供しております。2019年度下期の在庫調整から北米及び日本向けで回復基調が継続し、光モニタ、光アッテネータ製品は堅調に推移しました。この結果、売上高は3,058百万円と前期の2,682百万円と比べて14.0％増加いたしました。セグメント利益は547百万円となり前期セグメント利益394百万円に比べ38.8％増加いたしました。

⑵ 光測定器関連事業

当事業には（１）主に光通信用部品の製造現場または研究開発に使用する波長可変光源とその他測定器を提供する事業、（２）製造業向け及び医療向けにOCTシステムとOCT光源を提供する事業、（３）眼科で利用される光学式眼内寸法測定装置を医療機器メーカーと医療機関向けに提供する事業が含まれております。

当期の売上高は4,333百万円（前期比18.1％増）となりました。主な要因は、中国の光通信機器メーカー向けのSTS、TSLの売上が増加したこと、2019年度下期よりALCON社向けに販売開始されたARGOS®の販売が本格化したことによるものです。前述のとおり、中国向けのSTSの販売が上期で一段落したこと及びARGOS®が新型コロナウイルスの感染拡大の影響で販売が低調となったことにより、下期の売上は上期に比して減少しました。セグメント利益は910百万円となり、前期のセグメント利益617百万円に比べて47.4％増加しました。

売上高の内訳

（単位：千円）

	第41期 （2020年３月期）	第42期 （2021年３月期）	構成比	前期比
光部品関連事業	2,682,084	3,058,036	40.7%	14.0%
光測定器関連事業	3,668,791	4,333,009	57.7	18.1
その他	31,851	118,896	1.6	273.3
合計	6,382,727	7,509,942	100.0	17.7

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は356百万円であります。その主なものは、研究開発強化のための設備及び生産能力増強・生産効率改善のための製造設備等であります。事業セグメント別の金額は、光部品関連事業が187百万円、光測定器関連事業が90百万円であります。なお、当連結会計年度における設備投資に要した資金は自己資金の充当によるものであります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度における資金調達について、特に記載すべき事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況の推移

区　分	第 39 期 (2018年３月期)	第 40 期 (2019年３月期)	第 41 期 (2020年３月期)	第 42 期 (当連結会計年度) (2021年３月期)
売上高 (千円)	4,609,205	5,422,976	6,382,727	7,509,942
経常利益 (千円)	714,146	976,091	1,023,639	1,588,856
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	556,597	674,424	831,046	1,106,666
１株当たり当期純利益 (円)	47.33	57.35	70.66	94.10
総資産 (千円)	9,615,244	10,564,423	11,007,647	12,561,465
純資産 (千円)	8,395,338	8,909,024	9,111,720	10,386,194
１株当たり純資産額 (円)	713.85	757.53	774.77	883.14

（注）「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　2018年２月16日）等を第40期（2019年３月期）の期首から適用しており、第39期（2018年３月期）に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
	千円	%	
SANTEC U.S.A. CORPORATION	27,537	100.0	光部品及び光測定器の販売
SANTEC　Europe　Ltd.	42,448	100.0	光部品及び光測定器の販売
聖德科(上海)光通信有限公司	48,110	100.0	光部品及び光測定器の販売

⑷ 対処すべき課題

当社グループの主な事業分野である光通信市場においては、世界的な通信トラフィックの増加により通信事業者の設備投資が堅調に推移しました。その要因として、５G通信ネットワークやクラウドサービスの拡大に加え、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行に伴う在宅勤務、Web会議等の急速な普及が挙げられます。

新型コロナウイルス感染症の影響につきましては、顧客訪問の制限や展示会の中止により、今後も営業活動に一定の制約を受けることが懸念されます。このような事態に対応するべくSNSの活用やWebマーケティングの強化、配信コンテンツの充実等デジタルセールスへの転換を行ってまいります。

また、世界的な半導体不足から、関連する部品の長納期化、調達価格の上昇等の影響が出始めております。この点につきましては、部品の先行手配を行う等、製品の供給を維持するための対策を立案、実行してまいります。

このような中、当社グループは、第43期（2021年４月１日から2022年３月31日まで）に「新製品・新市場開拓と社員の業務能力向上」を基本方針に掲げ、各事業で以下のとおり取り組んでまいります。

① 光部品関連事業

当事業では、光モニタ、光アッテネータ製品に続き光フィルタ製品につきましてもベトナムにある生産委託工場の能力拡充を行い、需要に対応してまいりました。今後は更なる生産効率の向上を目指して生産工程の自動化に取り組んでまいります。また、新製品の開発・新市場の開拓に注力し、光通信市場でのシェアの拡大と新たな事業領域への進出を目指します。

② 光測定器関連事業

主力の波長可変光源につきましては、2021年３月に従来モデル（TSL-550）より高速、高性能、高品質な新製品（TSL-570）をリリースいたしました。今後は新製品の販売促進に注力するとともに、製品サポートも充実させ、トータルソリューションを提供できるシステムメーカーを目指してまいります。

OCT関連製品につきましては、国外の販売先拡大を目指すとともに、既存製品の新規アプリケーション開拓と新製品の販売促進を継続してまいります。眼科医療機器につきましては、既存製品の安定的量産体制の構築と同時に、多機能化を実現した新製品の研究開発を行ってまいります。

⑸ 主要な事業内容（2021年３月31日現在）

分類		主要製品
光部品関連事業	光部品の開発・製造・販売	光パワーモニタ 光減衰器 光スイッチ 光フィルタ 空間光変調器（SLM）
光測定器関連事業	光測定器及びレーザー光源ならびにOCT（光干渉断層画像計）関連製品の開発・製造・販売	波長可変光源 高速スキャニングレーザー 光インスツルメンツ OCT（光干渉断層画像計） 光学式眼内寸法測定装置

⑹ 主要な営業所及び工場（2021年３月31日現在）

① 当社の主要な営業所

本社	愛知県小牧市、春日井市
工場	同上

② 子会社

SANTEC U.S.A. CORPORATION	アメリカ合衆国　ニュージャージー州
SANTEC Europe Ltd.	イギリス　ロンドン
聖徳科（上海）光通信有限公司	中華人民共和国　上海市

⑺ **使用人の状況**（2021年３月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数	前連結会計年度末比増減
光部品関連事業	47（19）名	5（△11）名
光測定器関連事業	86（39）	4（ 11）
その他	4（－）	－（△1）
全社（共通）	66（ 6）	6（△1）
合計	203（64）	15（△2）

（注）１．使用人数は、就業人員であり、パート社員等は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
２．全社（共通）は、特定の事業に区分できない営業部門及び管理部門の使用人であります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
178（64）名	13（△2）名	40.9歳	12.8年

（注）使用人数は、就業人員であり、パート社員等は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

⑻ **主要な借入先の状況**（2021年３月31日現在）

該当する借入先はありません。

2．会社の現況

⑴ 株式の状況（2021年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　37,755,200株

② 発行済株式の総数　11,961,100株

（自己株式200,576株を含む）

③ 株主数　5,778名

④ 大株主（上位10名）

株主名	所有株式数	持株比率
株式会社光和	4,064,000株	34.56%
Ｇｅｎｓ Ｇｌｏｂａｌ株式会社	850,000	7.23
鄭　台鎬	504,000	4.29
鄭　昌鎬	504,000	4.29
定村幸恵	344,000	2.93
サンテック社員持株会	265,100	2.25
野村光子	240,000	2.04
株式会社ＨＡＭＪＩＮ	150,000	1.28
山下恵蓮	126,000	1.07
定村政雄	123,300	1.05

（注）１．持株比率は自己株式(200,576株)を控除して計算しております。

２．鄭 台鎬氏、鄭 昌鎬氏については、上記の他に、役員持株会にて株式を所有しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社取締役に交付した株式の状況

該当する株式等はありません。

⑵ 新株予約権等の状況

該当する新株予約権等はありません。

⑶ 会社役員の状況

① 取締役の状況（2021年３月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	鄭　元鎬	営業部門統括、海外事業統括、 SANTEC U.S.A CORPORATION代表取締役
取締役会長	鄭　台鎬	聖徳科（上海）光通信有限公司董事長兼総経理 SANTEC Europe Ltd.代表取締役
取締役副社長	女鹿田　直之	技術・生産・資材統括
取締役副社長	鄭　昌鎬	研究開発統括
常務取締役	杉本　伸人	ソリューション・情報システム・品質保証・施設管理統括
取締役（監査等委員）	伊東　和男	公認会計士　伊東和男事務所　代表
取締役（監査等委員）	松川　知弘	弁護士法人BridgeRoots名古屋 代表弁護士
取締役（監査等委員）	藤吉　弘亘	学校法人　中部大学　教授

（注）１．当社は第41回定時株主総会の開催日である2020年６月17日付で監査等委員会設置会社に移行しました（以下、当該移行を「本件移行」といいます。）。本件移行に伴い、常勤監査役の伊東和男並びに監査役の松川知弘及び藤吉弘亘の３氏の任期が満了し、伊東和男氏、松川知弘氏及び藤吉弘亘氏は監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」といいます。）に就任しております。

２．監査等委員の伊東和男氏、松川知弘氏及び藤吉弘亘氏は、社外取締役であります。

３．監査等委員の伊東和男氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する専門的知見を有するものであります。

４．監査等委員の松川知弘氏は、弁護士の資格を有しており、企業関係法務に関する専門的知見を有するものであります。

５．監査等委員の藤吉弘亘氏は、大学の教授であり、画像処理工学、コンピュータビジョン等の技術に関する専門的知見を有するものであります。

６．当社は、監査等委員会の職務を補助する内部監査室を設置し、内部統制システムを通じた組織的な監査を実施することにより監査の実効性を確保していることから、常勤の監査等委員を選定しておりません。

７．当社は、監査等委員の伊東和男氏、松川知弘氏及び藤吉弘亘氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、150万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により塡補することとしております。当該保険契約の被保険者は取締役であります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

④ 当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる役員の員数（名）
		固定報酬	業績連動報酬	賞与	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	208 （－）	120 （－）	42 （－）	44 （－）	5 （－）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	7 (7)	7 (7)	－	－	3 (3)
監査役 （うち社外監査役）	2 (2)	2 (2)	－	－	3 (3)
合計 （うち社外役員）	217 (9)	130 (9)	42 （－）	44 （－）	11 (6)

（注）１．当社は、2020年６月17日に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。
２．当社の取締役には使用人分給与を受領しているものはおりません。
３．監査等委員会設置会社移行前の取締役の報酬限度額は、2000年６月24日開催の第21回定時株主総会において年額450百万円以内（ただし、使用人分給与相当額を含む。）と決議いただいております。また、監査等委員会設置会社移行後の取締役（監査等委員を除く）の賞与を含めた報酬限度額は、2020年６月17日開催の第41回定時株主総会において年額350百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は５名です。
４．監査等委員の報酬限度額は、2020年６月17日開催の第41回定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員の員数は３名です。

5．監査役の報酬限度額は、2000年６月24日開催の第21回定時株主総会において年額60百万円以内と決議いただいております。
6．上表の業績連動報酬の総額には、当事業年度における役員賞与引当金繰入額（取締役（監査等委員を除く）５名に対し34百万円）が含まれております。
7．上表の賞与の総額は、当事業年度における役員賞与引当金繰入額（取締役（監査等委員を除く）５名に対し44百万円）であります。
8．取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針
(1) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法
当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という。）を、2021年3月19日開催の取締役会において決議しております。
(2) 決定方針の内容の概要
① 基本方針
当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。
具体的には、取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬（固定報酬としての基本報酬と業績連動報酬をあわせて、「基準報酬」という。）及び賞与により構成する。基準報酬の算定については、使用人の給与のうち最も高額なものに対して、役割に応じた所定の係数を乗じて求めるものとする。なお、取締役は、固定報酬としての基本報酬の一定割合を原則として役員持株会へ拠出し、当社株式を取得するものとする。
また、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、固定報酬としての基本報酬のみを支払うこととする。
② 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）
当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、使用人の給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。
③ 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）
イ. 業績指標の内容及びその選定の理由
当社は、企業価値の持続的な向上の実現を図るインセンティブとするため、連結売上高や連結営業利益を業績指標とする。

ロ. 業績連動報酬等の額または数の算定方法

業績連動報酬は、上述の連結売上高や連結営業利益等の経営数値に連動して自動的に定まる報酬テーブルを基準に、担当職務や各期の業績、貢献度等を総合的に勘案して決定し、毎年、一定の時期に支給する。取締役の賞与については、以下の方法で算出された額を賞与総額とし、取締役の個々の業務執行状況を評価して決定の上、毎年一定の時期に支給する。

（連結売上高）×（売上高当期純利益率－10%）× 15%

賞与については以下、3つの条件を満たす場合に限るものとする。

ただし、経営環境等を総合的に勘案し、減額調整できるものとする。

・対前年比で増収となっていること。

・売上高当期純利益率が10%を超過していること。

・当該年度の決算短信で発表した通期業績予想の売上高を上回っていること。

ハ. 業績指標に関する実績

当事業年度を含む連結売上高や連結営業利益の実績値は、1．(1)① 事業の経過及び成果に記載の通りです。

④　金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、基本報酬：業績連動報酬＝80%：20%とする（全社の業績目標を100%達成の場合）。

⑤　取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当職務の業績等を踏まえた業績連動報酬及び賞与の評価配分とする。

取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は，当該答申の内容を尊重して決定するものとする。

なお、当事業年度においては、取締役から委任を受けた代表取締役社長の鄭 元鎬が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。代表取締役社長に権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うには、代表取締役社長が最も適しているためです。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、報酬委員会に原案を諮問し、その答申を得ております。

(3) 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の基本報酬の内容については、取締役会の委任に基づき代表取締役社長が決定した具体的内容を報酬委員会に報告し、決定方針に沿うものであることの確認を得ていることから、決定方針に沿うものであると判断しております。また、取締役の個人別の業績連動報酬等の内容の決定にあたっては、報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

⑤　社外役員等に関する事項

イ．他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況ならびに当該兼職先との関係

取締役（監査等委員）伊東和男氏は、公認会計士伊東和男事務所の代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

取締役（監査等委員）松川知弘氏は、弁護士法人BridgeRoots名古屋の代表弁護士であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

取締役（監査等委員）藤吉弘亘氏は、学校法人中部大学の教授であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ．他の法人等の社外役員などとしての重要な兼職の状況

該当するものはありません。

ハ．当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役（監査等委員） 伊　東　和　男	当事業年度に開催された取締役会９回の全てに、また、監査等委員会９回の全てに出席いたしました。主に、公認会計士の経験及び知見に基づき、取締役会では積極的に意見を述べ、特に会計について専門的な立場から監督、助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外取締役（監査等委員） 松　川　知　弘	当事業年度に開催された取締役会９回の全てに、また、監査等委員会９回の全てに出席いたしました。主に弁護士の経験及び知見に基づき、取締役会では積極的に意見を述べ、特に企業法務について専門的な立場から監督、助言を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
社外取締役（監査等委員） 藤　吉　弘　亘	当事業年度に開催された取締役会９回の全てに、また、監査等委員会９回の全てに出席いたしました。主に人工知能（画像処理工学、コンピュータビジョン、AI）の経験及び知見に基づき、取締役会では積極的に意見を述べ、特にAIについて専門的な立場から監督、助言を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。

⑷ 会計監査人の状況

① 名称　　有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	支　　払　　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	16百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	16

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当するものはありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

⑸ 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

（業務の適正を確保するための体制）

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

①取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、社内規程に基づき、各取締役の業務について、その判断並びに執行のプロセスを、社内情報システム上に記録する。当該記録については、社内規程に従って適切に保管、管理する。

②損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は年に１度以上、定期的に、当社の目標に影響を与える事象のうち、当社の目標の達成を阻害する要因（リスク）を認識し、分析、評価する活動を実施する。また、当社の組織変更やその他重大な変化がある場合には、その都度、当該活動を実施する。この活動を通じて認識されたリスクについて、当社は適切と判断される対応を選択し、実施する。

これらの活動については、社内規程に定める。

③取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

迅速な意思決定と機敏な行動のため、業務を執行する取締役に権限の委譲を行う。各取締役は、月に１度開催される取締役会において定期的に業務の報告を行うことで、他の取締役並びに監査等委員会のチェックを受ける。また、週に１度開催される経営会議（社内取締役及び執行役員等の経営幹部で構成される。）において業務の連絡・報告を行うことで、機動的・効率的な業務遂行を実現する。

さらに、社内情報システムを駆使し、ワークフローによる決裁のスピードアップ、メールや文書データベースの利用による知識共有とコミュニケーションの強化を図る。

④取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役・使用人の業務に関して、規程や要領書等を整備する。運用が適正であることを社内監査、監査等委員会による監査等、各種監査で確認する。

また、必要に応じて外部の専門家に助言を仰ぎ、当社に最適な体制の構築に努める。

⑤企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社に対しては、関連会社管理規程に従い、適正なコントロールを維持するための体制を構築、維持していく。社内規程の統一を推進し、子会社に対するモニタリングを強化する。子会社

の取締役の業務の執行については、必要に応じて当社への報告を求めるものとする。子会社の業務の執行に当たっては、関連会社管理規程に従い、必要な権限者の承認を得て実行する体制を整備する。

また、監査等委員会及び内部監査部門は、必要に応じて子会社の監査及び調査を実施する。

⑥監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

内部監査室に所属する使用人は、監査等委員会の職務を補助すべき使用人として、監査等委員会の職務を補助する。

⑦監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分等について監査等委員会の同意を得た上で決定することとするなど、当該使用人の取締役からの独立性を確保するものとする。

また、監査等委員会より監査業務に必要な命令を受けた当該使用人は、その命令に関して、取締役の指揮命令を受けないものとする。

⑧監査等委員会への報告に関する体制及び当社の子会社の取締役等による当社の監査等委員会への報告に関する体制

当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役及び使用人が、上司並びに当社の取締役に対して報告すべき「重要な情報」並びに報告者の保護について社内規程に定める。また、内部通報制度の運用により、社内からの情報収集に努める。当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、不正もしくは法令・定款違反等を認識した場合、監査等委員の同席する当社の取締役会で報告する。

なお、当社及び子会社は、以上の監査等委員の同席する当社の取締役会への報告を理由とする報告者への不利益な取り扱いを行うことを禁止する。

⑨当社の監査等委員の職務の執行について生じる費用の前払い等の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

⑩その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

社内における情報のほとんどが情報システム上にあることに鑑み、選定監査等委員に社内取締役と同等のメールシステムとデータベースアクセス権、ファイルアクセス権を付与する。

監査等委員会は、会計監査人との間で会計監査の内容について情報交換を行う。

（業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要）

当社は、上記に掲げた体制の整備をしておりますが、その基本方針に基づき、以下の具体的な取り組みを行っております。

①取締役の職務執行について

取締役会規程に基づき、原則として毎月１度定時取締役会を開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令や定款に定められた事項及び重要な業務執行に関する事項について、意思決定を行っております。各取締役は、定時取締役会において定期的に業務の報告を行い、他の取締役ならびに監査等委員のチェックを受けております。また、週に１度開催される経営会議において業務の連絡・報告を行っております。子会社の取締役の業務の執行については、必要に応じて当社への報告を求め、子会社の業務の執行に当たっては、関連会社管理規程に従い、必要な権限者の承認を得て実行しております。

②監査等委員の職務執行について

監査等委員は、監査等委員会において定めた監査方針や監査計画に基づき、監査を行うとともに、取締役会への出席や代表取締役、会計監査人ならびに内部監査部門との間で情報交換を行い、業務執行の適法性について監査しております。

③内部監査の実施について

内部監査部門は、内部監査計画に基づき、会社法及び金融商品取引法上の内部統制システムの整備・改善及び業務の遂行が、各種法令や、当社の各種規程類及び経営計画などに準拠して実施されているか、効果的、効率的に行われているかなどについて調査・チェックし、指導・改善に向けた内部監査を実施しております。

⑹ 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結貸借対照表

（2021年３月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
（資産の部）		**（負債の部）**	
流動資産	**7,080,000**	**流動負債**	**1,461,842**
現金及び預金	4,207,862	支払手形及び買掛金	209,150
受取手形及び売掛金	1,438,622	電子記録債務	311,249
電子記録債権	24,989	未払法人税等	208,316
有価証券	365,249	賞与引当金	71,017
商品及び製品	414,060	役員賞与引当金	79,018
仕掛品	264,285	その他	583,089
原材料	280,791	**固定負債**	**713,428**
その他	87,219	繰延税金負債	94,298
貸倒引当金	△3,079	退職給付に係る負債	555,174
固定資産	**5,481,464**	資産除去債務	13,323
有形固定資産	**3,403,710**	その他	50,631
建物及び構築物	1,237,427	**負債合計**	**2,175,271**
機械装置及び運搬具	46,458	**（純資産の部）**	
土地	1,592,577	**株主資本**	**10,349,968**
リース資産	39,043	資本金	4,978,566
建設仮勘定	7,256	資本剰余金	1,209,465
その他	480,947	利益剰余金	4,259,543
無形固定資産	**14,736**	自己株式	△97,606
その他	14,736	**その他の包括利益累計額**	**36,225**
投資その他の資産	**2,063,017**	その他有価証券評価差額金	20,532
投資有価証券	1,886,447	為替換算調整勘定	15,692
長期貸付金	140,960	**純資産合計**	**10,386,194**
繰延税金資産	135		
その他	41,560		
貸倒引当金	△6,086		
資産合計	**12,561,465**	**負債純資産合計**	**12,561,465**

連結損益計算書

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**7,509,942**
売上原価		**3,919,190**
売上総利益		**3,590,751**
販売費及び一般管理費		**2,168,836**
営業利益		**1,421,914**
営業外収益		
受取利息	92,386	
受取配当金	5,403	
為替差益	50,050	
受取賃貸料	30,073	
複合金融商品評価益	20,210	
その他	11,887	210,011
営業外費用		
支払利息	439	
賃貸不動産関係費用	21,931	
休止固定資産関係費用	19,031	
その他	1,666	43,069
経常利益		**1,588,856**
特別損失		
固定資産除却損	2,923	
投資有価証券評価損	66,937	69,860
税金等調整前当期純利益		**1,518,995**
法人税、住民税及び事業税	388,540	
法人税等調整額	23,789	412,329
当期純利益		**1,106,666**
親会社株主に帰属する当期純利益		**1,106,666**

連結株主資本等変動計算書

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	4,978,566	1,209,465	3,388,087	△97,533	9,478,586
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△235,210		△235,210
親会社株主に帰属する当期純利益			1,106,666		1,106,666
自己株式の取得				△73	△73
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）					－
当連結会計年度変動額合計	－	－	871,455	△73	871,382
当連結会計年度末残高	4,978,566	1,209,465	4,259,543	△97,606	10,349,968

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当連結会計年度期首残高	△294,397	△72,468	△366,866	9,111,720
当連結会計年度変動額				
剰余金の配当				△235,210
親会社株主に帰属する当期純利益				1,106,666
自己株式の取得				△73
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）	314,930	88,161	403,091	403,091
当連結会計年度変動額合計	314,930	88,161	403,091	1,274,473
当連結会計年度末残高	20,532	15,692	36,225	10,386,194

（ご参考）

要約連結キャッシュ・フロー計算書

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

（単位：千円）

項目	金額
Ⅰ．営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前当期純利益	1,518,995
減価償却費	293,619
引当金の増減額	78,866
退職給付に係る負債の増減額	22,435
売上債権の増減額	△57,907
たな卸資産の増減額	59,135
仕入債務の増減額	△83,257
法人税等の支払額又は還付額	△275,310
その他	51,178
計	**1,607,756**
Ⅱ．投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の預入による支出	△109,690
有形固定資産の取得による支出	△318,895
有価証券及び投資有価証券の取得による支出	△1,200
投資有価証券の売却及び償還による収入	106,240
その他	2,484
計	**△321,061**
Ⅲ．財務活動によるキャッシュ・フロー	
配当支払による支出	△234,341
自己株式の取得による支出	△73
その他	△1,758
計	**△236,173**
Ⅳ．現金及び現金同等物に係る換算差額	**176,719**
Ⅴ．現金及び現金同等物の増減額	**1,227,241**
Ⅵ．現金及び現金同等物の期首残高	**2,862,740**
Ⅶ．現金及び現金同等物の期末残高	**4,089,982**

貸借対照表

（2021年３月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
（資産の部）		**（負債の部）**	
流動資産	**5,549,496**	**流動負債**	**1,434,806**
現金及び預金	2,718,666	支払手形	12,929
電子記録債権	24,989	電子記録債務	311,249
売掛金	1,389,548	買掛金	209,857
有価証券	365,249	未払金	64,127
商品及び製品	413,526	未払費用	306,390
仕掛品	280,791	未払法人税等	194,309
原材料	264,285	前受金	32,153
その他	94,926	預り金	62,654
貸倒引当金	△2,486	賞与引当金	44,969
固定資産	**5,632,265**	役員賞与引当金	79,018
有形固定資産	**3,399,858**	その他	117,146
建物	1,209,447	**固定負債**	**624,464**
構築物	27,979	リース債務	39,944
機械及び装置	45,748	繰延税金負債	6,571
車両運搬具	710	退職給付引当金	553,937
工具、器具及び備品	477,094	資産除去債務	13,323
土地	1,592,577	その他	10,687
リース資産	39,043	**負債合計**	**2,059,270**
建設仮勘定	7,256	**（純資産の部）**	
無形固定資産	**14,736**	**株主資本**	**9,102,028**
ソフトウェア	14,025	**資本金**	**4,978,566**
その他	710	**資本剰余金**	**1,209,465**
投資その他の資産	**2,217,670**	資本準備金	1,209,465
投資有価証券	1,886,288	**利益剰余金**	**3,011,602**
関係会社株式	111,291	利益準備金	313,750
関係会社出資金	48,110	その他利益剰余金	2,697,852
長期貸付金	140,960	**自己株式**	**△97,606**
その他	31,020	**評価・換算差額等**	**20,462**
		その他有価証券評価差額金	20,462
		純資産合計	**9,122,490**
資産合計	**11,181,761**	**負債純資産合計**	**11,181,761**

損 益 計 算 書

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**6,738,154**
売上原価		**4,086,545**
売上総利益		**2,651,608**
販売費及び一般管理費		**1,870,271**
営業利益		**781,336**
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	91,792	
為替差益	81,652	
受取賃貸料	30,073	
複合金融商品評価益	20,210	
その他	7,681	231,410
営業外費用		
支払利息	439	
賃貸不動産関係費用	21,931	
休止固定資産関係費用	19,031	
その他	1,666	43,069
経常利益		**969,678**
特別損失		
固定資産除却損	2,888	
投資有価証券評価損	66,937	69,825
税引前当期純利益		**899,852**
法人税、住民税及び事業税	239,419	
法人税等調整額	△8,480	230,938
当期純利益		**668,914**

株主資本等変動計算書

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	4,978,566	1,209,465	313,750	2,264,149	2,577,899	△97,533	8,668,397
当期変動額							
剰余金の配当				△235,210	△235,210		△235,210
当期純利益				668,914	668,914		668,914
自己株式の取得						△73	△73
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							－
当期変動額合計	－	－	－	433,703	433,703	△73	433,630
当期末残高	4,978,566	1,209,465	313,750	2,697,852	3,011,602	△97,606	9,102,028

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△294,397	△294,397	8,374,000
当期変動額			
剰余金の配当			△235,210
当期純利益			668,914
自己株式の取得			△73
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	314,860	314,860	314,860
当期変動額合計	314,860	314,860	748,490
当期末残高	20,462	20,462	9,122,490

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年５月11日

ｓａｎｔｅｃ株式会社
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　鬼　頭　潤　子　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　中　野　孝　哉　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、ｓａｎｔｅｃ株式会社の2020年４月１日から2021年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ｓａｎｔｅｃ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があ

ると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年５月11日

ｓａｎｔｅｃ株式会社
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　鬼　頭　潤　子　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　中　野　孝　哉　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、ｓａｎｔｅｃ株式会社の2020年４月１日から2021年３月31日までの第42期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判

断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、２０２０年４月１日から２０２１年３月３１日までの第４２期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

⑴ 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵ 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶ 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年５月11日

ｓａｎｔｅｃ株式会社　監査等委員会

監査等委員　伊　東　和　男 ㊞

監査等委員　松　川　知　弘 ㊞

監査等委員　藤　吉　弘　亘 ㊞

(注)監査等委員　伊東和男、松川知弘及び藤吉弘亘は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、業績ならびに当社グループを取り巻く経営環境や将来の事業展開に備えた内部留保等を総合的に勘案し、安定配当の維持に努めることを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

これにより、当期の年間配当金は、先に実施しました中間配当金10円と併せて１株につき30円となります。

期末配当に関する事項

⑴　配当財産の種類
　　金銭といたします。

⑵　配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　　当社普通株式１株につき金20円
　　総額 235,210,480円

⑶　剰余金の配当が効力を生じる日
　　2021年６月17日

第２号議案　　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（５名）が、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役５名の選任をお願いするものです。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1 再任	 鄭（てい）　元鎬（もとたか） （1963年9月18日）	1989年８月　当社入社 1998年４月　SANTEC U.S.A.CORPORATION 取締役副社長 2000年６月　当社取締役 2001年７月　SANTEC U.S.A.CORPORATION 代表取締役（現） 2005年７月　当社常務取締役及び営業統括 2007年４月　海外部長 SANTEC Europe Ltd.代表取締役 2010年６月　当社取締役副社長 2011年４月　営業管理部門統括 海外事業統括（現） 2012年６月　業務部門統括 2014年４月　営業統括部門統括（現） 2018年７月　代表取締役副社長 2020年４月　代表取締役社長（現） [重要な兼職の状況] SANTEC U.S.A. CORPORATION代表取締役	－

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
2 再任	 鄭（てい）　台鎬（だいこう） （1962年7月16日）	1991年４月　当社入社 1994年５月　専務取締役営業本部長 1999年１月　研究開発本部長 2001年２月　代表取締役専務 2001年９月　代表取締役社長 2001年12月　SANTEC Europe Ltd.代表取締役 2002年６月　聖徳科(上海)光通信有限公司 董事長兼総経理（現） 2018年10月　SANTEC Europe Ltd.代表取締役（現） 2020年４月　取締役会長（現） [重要な兼職の状況] 聖徳科（上海）光通信有限公司董事長兼総経理 SANTEC Europe Ltd.代表取締役	504,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3 再任	 女鹿田（めかだ）　直之（なおゆき） （1960年8月27日）	1985年４月　株式会社富士通研究所入社 1991年４月　当社入社 1994年５月　常務取締役 2003年４月　製品企画部長 2004年12月　研究開発部門及び技術部門統括 2009年４月　光部品ﾋﾞｼﾞﾈｽﾕﾆｯﾄ及び 光測定器ﾋﾞｼﾞﾈｽﾕﾆｯﾄ統括 2010年４月　光部品ﾋﾞｼﾞﾈｽﾕﾆｯﾄ統括 2012年６月　資材部門統括 2018年４月　生産・技術統括（現） 2018年７月　専務取締役、資材部門統括（現） 2020年４月　取締役副社長（現）	114,600株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
4 再任	 鄭（てい）　昌鎬（まさたか） （1970年2月15日）	1995年７月　オムロン株式会社入社 1998年７月　株式会社ｻﾝﾃｯｸﾌｫﾄﾆｸｽ研究所入社 2002年９月　当社入社 2009年４月　OCTﾋﾞｼﾞﾈｽﾕﾆｯﾄ長 2010年４月　光ｼｽﾃﾑﾋﾞｼﾞﾈｽﾕﾆｯﾄ長 2010年６月　取締役光ｼｽﾃﾑﾋﾞｼﾞﾈｽﾕﾆｯﾄ統括 2014年４月　光画像ｾﾝｼﾝｸﾞﾋﾞｼﾞﾈｽﾕﾆｯﾄ統括 2014年７月　研究開発統括（現） 常務取締役 2020年４月　取締役副社長（現）	504,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
5 再任	 杉本（すぎもと）　伸人（のぶひと） （1960年3月29日）	1982年６月　当社入社 1998年５月　取締役、営業第1部長 2001年４月　営業企画部長 2003年４月　営業統括部日本営業グループ長 2004年12月　製品企画部統括 2007年４月　営業統括部長 2009年４月　ｿﾘｭｰｼｮﾝﾋﾞｼﾞﾈｽﾕﾆｯﾄ及び国内営業統括 2011年４月　ｿﾘｭｰｼｮﾝﾋﾞｼﾞﾈｽﾕﾆｯﾄ統括（現） 2012年６月　品質保証部門統括（現） 2014年７月　常務取締役（現） 2018年７月　IT部門統括（現）	95,400株

（注）１．各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。

2．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により塡補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

以　上

メ　　モ

株主総会会場ご案内図

会場

当社　santecホール
愛知県小牧市大字大草字年上坂5823番地　電話　(0568)79-3535(代表)

交通

お　　車
国道19号線「春日井ＩＣ」から多治見方面へ向かい「宮ノ上」交差点を左折後約１km直進して左方に建物が見えます。
（「春日井ＩＣ」より約5.6km、「小牧東ＩＣ」より約４kmです。）

公共交通機関
JR中央線「高蔵寺駅」からタクシーで約20分です。
（「名古屋駅」から「高蔵寺駅」までの所要時間は約30分です。）

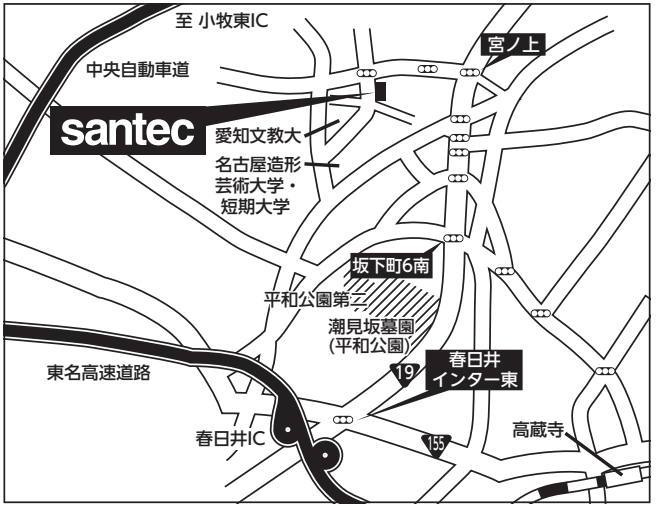

新型コロナウイルス感染予防の対策について

1．送迎の中止
　高蔵寺駅から当社までの送迎を例年当社スタッフが行っておりましたが、本総会においては、感染予防のため、送迎を取りやめることとなりました。ご来場の際には、駅からの移動方法をご自身で確保いただくか、お車でのご来場をお願い申し上げます。

2．会社説明会及び工場見学の中止
　本年度は、株主総会後の会社説明会及び工場見学を中止とさせていただきます。

クールビズ対応について

　本総会におきましては、節電のため、会場の室温を調整した上で、役職員が軽装にて対応させていただきます。株主の皆様におかれましても、軽装にてご出席くださいませ。ご理解、ご協力の程、宜しくお願い申し上げます。

UD FONT